# 札幌市子どもの権利条例検討会議

# 第2回検討会議

会 議 録

日 時 : 平成19年9月18日(火)17時30分開会場 所 : 札幌市役所本庁舎12階 1~3号会議室

# 1.開 会

座長 定刻となりましたので、ただいまから第2回の検討会議を開きます。

本日の会議でありますけれども、今のところ10名の委員の方が出席しております。

設置要綱によりますと、委員の過半数、つまり、12名中7名が出席していればこの会議 は成立いたします。したがって、ただいまからこの会議の議事を進めさせていただきます。

まず初めに、事務局の方から何か連絡事項はございませんでしょうか。

事務局(子ども未来局大古課長) F委員が所用で、5分ほどたちましたら参ります。 前回欠席されましたので、後ほどご紹介させていただきます。

連絡事項は以上でございます。

座長 それでは、F委員が参りましたら簡単に紹介する時間を設けたいと思います。

#### 2.議事

座長 ただいまから検討会議を進めていきたいと思います。

まず、本日の議事次第でございますけれども、さきに連絡いたしましたように、最初に、 当初の条例案の修正事項について検討したいと思います。その後、時間がございましたら 救済制度についても意見交換していきたいというふうに思っております。

なお、終了時刻は大体21時をめどにしたいと思いますので、よろしくご協力のほどをお 願いいたします。

初めに、条例本体の修正事項についてであります。

これにつきましては、事務局を通じて、委員の皆さん方に何点か宿題をお願いしたところでございます。その結果、一つには、条例案全体を通じての感想あるいはご意見がありました。これは、事務局の方で資料4としてまとめております。さらに、もう一つといたしまして、修正する箇所があるとすればどのような点かということでありますが、これは資料5としてまとめてあります。

それでは、事務局の方からこれらの資料の説明をしていただきたいと思いますが、その前に、F委員がいらっしゃいましたので、事務局の方から紹介していただきます。

事務局(大古課長) 前回欠席されました公募委員のFさんでございます。

座長 それでは、説明の方をお願いいたします。

事務局(大古課長) 事務局の大古でございます。

資料4の方からご説明させていただきます、

ここにございますように、6人の委員の皆さんから条例全体に関しての意見、感想をお 寄せいただいたところでございます。ありがとうございます。

お時間の関係もございますので、一つ一つのご紹介は省略させていただきます。

また、資料5でございますが、皆さんからお出しいただいた修正案を章ごとに分けて掲げております。左から順番に、当初の条例案とそれに対する修正案、それから、修正の理由となっております。また、一番右の欄につきましては、当該事項に対するこれまでの議

会での主な審議とパブリックコメントの主な意見を事務局の方で追記させていただいておりますので、参考にしていただければと思います。

まず、1ページ目に全般に関する意見、続いて、2ページ目以降は、前文に関する意見から順番に、提出していただいた意見をそれぞれ掲載する形にしております。

以上でございます。

座長 ありがとうございます。

それでは、事務局の方で整理していただいたものがございますので、それに沿って検討 を進めていいきたいと思います。

その前に、これらの項目に加えて、改めて、今追加したいという修正要求をお持ちの方 はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

# (「なし」と発言する者あり)

座長 ないようですので、事務局で整理していただいた資料 5 に沿う形で順に検討していきたいと思います。

この整理によりますと、1は、全般に関する意見、2は、前文に関する意見、さらに、3は、第3章 子どもにとって大切な権利に関する意見、4は、6ページになりますが、第4章 生活の場における権利の保障に関する意見、5は、7ページになりますが、第7章 子どもの権利の保障の検証に関する意見について修正要求が出ております。これらについて、ここで順番に見ていきたいというふうに思います。

早速でありますけれども、まず、全般に関する意見ということで、 1 から見ていきたいと思います。

1番は、名称について修正案が出されておりますけれども、これについて皆さん方から ご意見をいただきたいというふうに思います。

自由にご意見をお出しください。

A委員 これにつきましては、私の方から出させていただきましたので、話題提供ということで口火を切りたいと思います。

私自身の私的な部分と、小学校の校長という立場で、学校現場にいる者として、こういうことが危惧されないだろうかということをちょっとお話しさせていただきたいと思います。

ここにも書きましたけれども、子どもの権利条例を、子どもの育成と権利条例あるいは 子どもの権利と育成条例に変更し、すべての市民にわかりやすい表現に修正してはどうか ということです。

修正の理由は、そこに書かれているとおりです。

権利という言葉は、非常に大事な言葉だと私は思いますが、いろいろなところで強調されている部分があります。このあたりは、2番目のポツにありますように、小学校は、1年生から6年生まで非常に年齢差が多い中にいろいろな子どもたちがおりますが、その年

齢に合わせた発達があると思いますし、成長があるというふうに思います。ですから、それに合わせた権利ももちろん大事ですけれども、パブリックコメントの方にも書かれてありますが、やはり、育てていくという部分が大事なのではないかと思っておりますので、「育成」という言葉はぜひ入れていただきたいと思っておりました。

また、子どもの発達や成長に合わせた親や大人による保護、育成が大切であるということです。私たちは、学校現場にいて、今いろいろなことで非常に話題になっておりまして、いろいろな面でまないたに上がっている状況です。この中で、率直な感想として、大人の子どもに対する育て方、保護の仕方も非常に大事になってくるのではないかと私は思っております。

そういう意味で、最後に、市民にも理解されやすい言葉、これは「言葉で」という表現 にした方がいいと思うのですが、表現されていないということで修正の理由をこのように させていただきました。

以上です。

座長 A委員の方から、名称に関して、これまでの条例案によると子どもの権利条例となっておりますけれども、子どもの権利条例だけであるといろいろ問題が起こる可能性があるのだということで、その問題を解決していくためにはどうしても育成という言葉が必要なのではないかと。そこで、名称に関して、子どもの権利と育成条例あるいは育成と権利条例というふうに「育成」という言葉を加えたいという意見が出されました。

この意見につきまして、ほかの皆さんのご意見はいかがでしょうか。

B委員 私も同種のことを書かせていただきました。

今回の子どもの権利条例の制定に当たって、最初の素案が出た段階で、現場といいますか、私どもが一番びっくりしたところは、例えば、権利そのものに対する制限とか、あるいは、子どもがどう成長していくのか、それに大人はどうかかわっていけばいいのかという部分が、子どもの権利ということに視点を合わせて、それを重視したためだと思うのですが、最初の段階でそこが非常に弱く出てきたことが気になっております。実際に、パブリックコメントや皆さんの意見の中にも、多くは、権利について、どうやってある意味の制限をしていくのかということ、具体的にはこの後に出てくると思いますが、例えば、他人の権利も尊重する、あるいは、人に迷惑をかけない、人の心を傷つけないというような、権利を行使するに当たっての配慮事項というか、制限が必要なのではないかという意見が多く寄せられて、それが条例案の段階で少しずつ盛り込まれていったように思うのです。

同様に、子どもは一人で育つわけではなく、大人の保護と子どもの将来のことを一生懸命考える親や大人の支えや指導があって、そして、健全に成長していくのだということは自明のことだと思うのですよ。それを盛り込むか、盛り込まないかについては意見が分かれるところだと思います。当然のこととして、盛り込まないという考え方もあるでしょう。しかし、一つの完結したものというふうに見るならば、やはり盛り込むべきではないかなと思うのです。

特に、教育現場等を考えると、それをもとにして、子どもたちのさまざまな権利の学習や権利のぶつかり合い、調整などが入ってくると思いますので、権利だけではなく、その真のねらいというか、それは、一人一人の子どもに幸せになってもらいたいとか、子どもに立派に育ってもらいたいという成長にかかわる部分ですが、それがあっての権利だということを名称にもぜひ表現していただきたいと思います。成長とか育成という言葉が権利とともに盛り込まれることにより、さらに多くの方々にご理解いただける条例案になるのではないかと思いますので、私自身もそういう考え方を持っております。

座長 今、お二人の委員から、いずれも名称については修正した方がよい、修正する場合には、権利という言葉に、育成、あるいはもう少し違った言葉を加えた方がいいという考え方を示していただきました。

この点について、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

て委員 この条例は、基本的には、主体は子どもであるということがまず大前提であって、その子どもの権利というのは具体的には発達権や成長権ということで、それが権利として尊重される、保護されるということの一つの側面としてというか、その手段として大人による育成、子どもの発達段階、成長段階にそれぞれふさわしい、それに見合った育成ということが出てくると思います。ですから、この条例の目的や主体ということを考えると、基本的に、やはりこれは子どもの権利条例という名称でなければならないのではないか。それがいいということではなく、むしろ、そうあるべきなのだというふうに思います。大人のことは、2次的にというか、それを支えるものとして出てくるのであって、それを前面に出すのは私としては非常に抵抗があります。

座長 今、子どもが主体というとらえ方からすると、この条例については、やはり権利 条例ということになるのではないかということであります。

それについていかがですか。

どうぞ。

B委員 大人のということより、子どもの意識の中に成長という意識を入れた方がいい のかなというふうに思います。

ですから、私は、子どもの成長と権利に関する条例という言い方です。育成というのは、 委員がおっしゃるように、やはり大人の側の意識が濃くなるかもしれません。これは論議 の必要なところだと思いますが、子どもの立場に立てば、成長という言葉を入れることも 可能ではないかというふうに思います。

座長 C委員、いかがでしょうか。

C委員 それは、一つの権利の中なのだと思うのです。もちろん、成長というのは最終的な目的であって、ちゃんと真っ直ぐに育って幸福になることが最大の目的ですから、それで成長というのはわかるのです。

しかし、子どもとしての権利というのがあって、その権利の内容的なことに一つずつ入っていくのではなく、権利条例ということの方がストレートに伝わってくるように私とし

ては思うのです。成長ということを入れてしまうと、成長というのは発達段階に応じて成長していくというのはあるのですけれども、権利の主体性というところから言うと、やはり権利というふうに大きくまとめた方がよろしいのではないでしょうか。

座長 成長、あるいは、成長する、発達する権利という方向にいくだろうということからすると、恐らく、成長、発達という言葉はいずれも権利の中に含まれてくるのではないかという意見だと思うのです。

今の点で言いますと、憲法の規定でいけば、第13条あるいは第26条に大きくかかわるものでありまして、そういったことからすると、そのいずれもが実は権利の一つの中身だとなりますね。

B委員 教育現場も一般の親も法律の専門家ではないので、子どもの権利条例については、子どもも含めて、一般の方ができるだけわかるようにすることが大切かというふうに思います。

そして、私自身は、今おっしゃったように、目的をはっきり示していない権利というのは非常に怖い感じがするのです。権利のひとり歩きなどが懸念されるのです。専門の方にとっては当然で当たり前かもしれませんけれども、その権利を何のために学ぶのか、何のために行使するのかという目的について、成長あるいは子どもの最善の利益というように、権利条約が目指している方向性をしっかりと名称に盛り込むことが現実的には大事なのではないかと思います。それによって多くの方の誤解や不安も避けられるのではないかというふうに私自身は感じます。

D委員 教育現場で懸念されている状況は否定できないことではあると思います。しかし、成長の条例というのは日本語になっていないのです。条例の名称というのは、あくまでも一貫していなければいけないと思います。教育現場で持っていらっしゃる懸念というのは、各条項に盛り込むべき価値観としては存在すると思いますけれども、法律の名称というのは一貫していかなければいけません。権利を条例という法規範で定めるのはわかりますが、成長を定めるというのは法規範のネーミングとしては誤りかなと思っています。

それから、教育現場で持っていらっしゃる懸念とか不安感というのは、全国さまざまな地域においてあると思いますが、私は、たくさんある地方公共団体の中で札幌がいい条例をつくれればと思っておりますが、ほかの地方公共団体でも教育の現場の懸念はあると思いますけれども、育成や成長というネーミングをつけて定めた子どもの権利についての条例はないと思うのです。

私は、法律家としてではなくて、一人の人間としても、名称については一貫した方がよるしいだろうと思っています。理由は、今言ったように二つありまして、育成や成長を入れた文章では日本語になっていないということです。もう一つは、私も否定できないと思っている教育現場の懸念があったとしても、それは北海道、札幌に限ったことではないのに、育成や成長という言葉を子どもの権利についての条例の名称に入れた都道府県はないと思うからです。

座長 今の点について、どうぞ。

A委員 私は、権利だけでは、必要条件ではあると思うのですが、十分条件ではないような気がします。私も法律の専門家ではありませんので、第13条、第26条というような言葉が出てきてもなかなかぱっと出てこない部分があります。

ただ、例えば、高知では子ども条例というのがありますね。権利という言葉も入っておりません。しかし、それは成立しています。ですから、ここで新しいものをつくっていくことも大事なことではないかなというふうに私は思います。

D委員 今の議論は、権利も抜くべきかという議論をしているのですか。権利とともに 育成や成長という言葉を入れるという話で私は考えていました。

A委員 わかりました。権利を抜くということではありません。

座長 少なくとも権利ということは必要だと考えております。その点は、B委員も同じでしょうか。あと、それにもうちょっと加えるべきものがあるのではないかということになるのでしょうか。

そのあたりのことにつきまして、ほかの委員の方は、何かご意見がありましたら出していただきたいと思います。

E 委員 私も、よくわかりませんけれども、お互いの言うことはすごくよくわかるのです。ただ、どれがと言われたら、専門家でもないし、わかりません。

でも、子どもの権利条例だけでは、何か市民の皆さんへの周知が、何となく、何と言ったらいいか言葉がちょっと出てきませんが、権利ともう一つ、そこに何かを入れてもいいのではないかと今聞いて思ったところです。何かもうちょっと、ソフトとは言いませんね。何かもう少し言葉があってもいいのではないかと思いました。

答えになっておりませんが、感じたことを述べさせていただきました。

座長 ありがとうございます。

ほかの委員で、何かございませんでしょうか。

F委員 私は、以前の子どもの権利条例のときに、学生としてアンケート集計などに携わらせていただきました。

私は、子どもの権利と育成とか成長をタイトルの中に盛り込んでしまいますと、何か育成の仕方はこうあらねばならないという印象を感じます。本来の目的は、不適切な育成などで困っている子どもたちを守るための条例だと思うのです。子どもたちを守るためにある条例だと思うので、私は子どもの権利条例という形でいいと思っています。

座長 子どもの権利条例という言葉でいいと、それに何かついてしまうとどうしても制限が働いてしまうのではないかということですね。

ほかにございませんでしょうか。

G委員 私も法律家でありませんので、法律用語という意味での言葉の使い方について はコメントできませんが、育成あるいは成長という概念と権利という概念はどうも並列す るようには感じられないのです。育成と権利や成長と権利という言い方をすると、法律用 語とは別にして、概念として成り立たないような気がします。委員の方がおっしゃっていることはとてもよくわかります。ただ、言葉として使うときに、成長と権利の条例とか育成と権利の条例、逆でもいいですが、何となくバランスが悪いような印象があります。

座長 バランスが悪いということからすると、どちらかにしてしまった方がいいという ことでしょうか

G委員 ですから、権利という言葉を使ったときに、そこに成長や育成という概念を加えるとどうもバランスが悪いと感じるのです。別にバランスのとれる概念があればいいのかもしれません。また、ほかの都道府県に合わせなければいけないということもないと思います。少なくとも、この場合にはどうもうまくなさそうな気がします。

座長 そういうものがあるくらいなら、むしろ子どもの権利条例だけでいいのではないかということになりましょうか。

G委員 もしほかに対応する言葉がなければ、そのままでいいと思います。

座長 今の点で、D委員は何か補足がありますか。

D委員 特段ありませんけれども、それに対をなす概念として入れるのに適切な言葉はないと思うのですね。権利と書くとすると、権利と対になって入れるべき言葉はないのではないかと私は思っております。

ただ、これからいろいろな条項を見る中で、教育現場の問題というのは絶対に切り離せない問題だと思いますので、それは必ず考慮に入れなければいけないと思います。逃げるわけではないですが、今は法律の名称の問題を議論しているわけですから、私個人としては、法律の名称は言葉として成立しなければいけないと思っていますので、権利のところに次に育成や成長を入れるのは言葉として不適切ではないかと思っております。考えや、そこで持っているイメージや思想は大事ですが、法律、条例の標語としてはちょっと不適切ではないかと思います。

座長 条例の中で具体的な条文としては出てくるだろう、しかし、用語として考えていく場合にはかなりアンバランスである、問題を持っているだろうということですね。

その点について、B委員あるいはA委員から何かありましたらどうぞ。

B委員 根幹にかかわることですので、恐らく、この後、それぞれの条文を検討していく中でも類似のことが出てくると思うのです。名称そのものは全体をあらわすことですので、その検討の中でふさわしい概念を発見し、少しでも皆さんにご理解いただけるような条例の名称になるように私は期待しています。

D委員 今の委員のお考えはすごく妥当な考え方で、各条文をやってからまた戻ったらよろしいのではないでしょうか。私も、教育現場で持っていらっしゃる問題意識というのはすごく重要視しなければいけない議論だと思いますけれども、名称とか前文でずっとやっていくと余りイメージがわかないので、各条文の方からやってはどうでしょうか。

座長 もう少し具体的にやっていった方がよろしいということですね。

今、D委員から一つ提案がありました。具体的な問題について議論した後に今の名称に

戻ったらどうかということでしたが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

座長 それでは、提案を受けて、次に進ませていただきたいと思います。

次は、全般に関する意見の2です。これは、1ページの2で出てまいりますが、条例案で何々等という表現があるけれども、こういうものはできる限り明確にする必要があるのではないかという修正案が出されております。

この点についてはいかがでしょうか。

F委員 この意見は、私が提出させていただきました。

条例案を通して見たときに、施設等、適切な育成等など、「など」というのは抽象的なイメージがしました。もう少し具体的にできるものがありましたら、教育機関、施設などを具体的に定めたら市民の方々にもわかりやすい条例になるのではないかと思い、この案を出させていただきました。

皆さんはどうでしょうか。

C委員 条文を一つずつ見て、どこの「など」なのかを見ていかなければ、「等」や「など」に非常に意味を持たせていたり、個別に列挙することができずにくくっていたりとか、いろいろな使い方があると思うのです。ですから、これを一つずつ見ていかなければなりませんが、F委員は数えられましたか。問題となるのは特にここだというようなことはございますか。

F委員 私は皆さんのように詳しいところまではわからないのですけれども、読んできた中で、例えば、子どもたちはということで、「適切な環境等で育てなければならない」と条例文の中に書いていたと思うのです。「など」というものに意味が含まれているものもあると思うのですけれども、その「など」がちょっと多いような印象を受けました。どの条文の中にも「等」が結構多いのです。

例えば、第1章の総則の目的でも、「子どもにとって大切な権利等を定めることにより」と「権利等」になっているのです。でも、子どもの権利条例なので、これは「権利」でもいいと私は思うのです。

そういうふうに、「等」の中に含まれている意味があると思うのですが、抽象的なものが多いなという印象を受けました。

D委員 この時点での議論として、私は二つのことをお話しできるのではないかと思います。

実務上、困ったときに「等」に頼っていくというか、こういうところでも保護されるべきだというふうに、子どもの立場に立って列挙されている言葉ほど明確になっていないけれども、こういう社会的な環境でも保障されるべきではないかというところで、子どもの立場に立って広げるときに使われる場合があります。

先ほどおっしゃっていただきました目的では、「子どもの権利等」の「等」は要らない のではないかというお話でした。しかし、条文をよくよく見ますと、推進計画など、子ど もの権利の条文になっていない規定もあるものですから、そういう意味で「等」がついた とご理解いただければよろしいのではないかと思います。

特に、第6章を見ていただくとよくわかると思いますが、市の推進計画等と、また「等」を使いましたけれども、そういう規定がありますね。これはダイレクトに権利の規定になっていないので、そういう意味で「等」がついているのではないかと思います。

ただ、個別についている「等」については、C委員がお話ししたとおり、個別に見ていく必要があるかと思いますが、先ほども言いましたように、実務家などは、広げていきたいところで使いたい、明記されていないけれども、こういう立場の子どもも保障していきたいというふうに使うときがあるので、そういったことを頭に押さえていただければありがたいと思います。

座長 今の説明でいかがでしょうか。

F委員 とてもよくわかりました。ありがとうございます。

座長 D委員、説明をどうもありがとうございました。

それでは、今、F委員は基本的に納得してくれたようなので、この点についてはこれ以上議論することはないかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

座長 それでは、次の問題に進めさせていただきます。

次に、2ページは、前文に関する意見です。

まず、当初の条例案とその修正案が上の方に出ております。修正案では、上の条例案にはなかった文言として、「発達に合わせ、支えていく」の後に、「義務」という言葉が出てまいります。「発達に合わせ」あるいは「義務」という文言を前文の中にさらにつけ加える必要があるのではないかということで、修正案という形で出されております。

この点について、さらにありましたらどうぞお願いします。

A委員 これについても、私の方から出させてもらいました。大人の義務というか、この辺はやはり現場にいまして最近感じることです。

修正の理由は、その中に書いてあるように、拡大解釈されて子育てを放棄しそうな親や、 子育てをされていない家庭という事案がだんだんふえてきているというふうに思いますの で、子どもたちが健やかに成長していく上では、発達に合わせて大人が支えていく義務と 責任というものがあるのではないかと私は思います。

以上です。

座長 ありがとうございます。

今の点について、ほかの方のご意見はいかがでしょうか。

D委員 「ともに考え」というのは削除するというご趣旨でしょうか。入れてもよろしいのですか。

A委員 そこについては全く考えておりませんでした。

D委員 入れていることが前提でよろしいですか。

A委員 はい。

D委員 ありがとうございます。

座長 この修正意見について、ほかの皆さんはいかがですか。

B委員 私も類似のことを書かせていただきました。

教育現場では、かつては、指導案のことを学習指導案とか指導案という言い方をしておりましたが、何年か前に、援助案とか支援案という言い方が出てきました。学習支援案とか学習援助案という言い方です。そういうふうに名称が変わることによって、何とか子どもをより主体的に活動させようという意識で名称を変更し、そういう方向に進んだのですが、現在、再び学習指導案あるいは指導援助という言い方になってきています。それぞれの言葉は同じような意味合いを持っていると思うのですが、援助や支援という言葉の中では、子どもに対して要所、要所できちんとした指導ができなくなる、どうしてもちゅうちょするというニュアンスが実際の場面の中であるように思います。

今回の条例案の中では、例えば第12条では、「年齢や成長に応じて適切な支援を行い」という部分がありますが、それに当たる前文が今のこの4段落だと思います。携帯電話一つとっても、ゲームソフトーつとっても、あるいは、子ども部屋を与えてどう生活するかということに関しても、現代の親、私たちは、子どもたちに対するしつけや指導の面で自信を失ったり、あるいはちゅうちょしているというものを感じるのです。

ですから、私は、この前文の中に、子どもの年齢に応じた成長のために、親は指導すべきときにはしっかりと指導しなければいけないのだということを盛り込む必要があるというふうに思います。恐らく、それが一歩間違えば虐待や体罰につながることを懸念されているのだと思います。ただ、親が子どもを育てることは、これまでも、常にこれがベストだというものはなく、本当にどの時代も一生懸命にこれがよかれと思って子どもを育てているわけですから、子どもの権利条例の前提には、これまで私たち人間が培ってきた子どもをしつけたり、指導したり、教育したりというものがあるのだということを前文でしっかり盛り込む必要があると思います。

これも、先ほどD委員がおっしゃいましたけれども、全体にもかかわることでありますので、ぜひ、最後に改めてまたご検討いただきたいなというふうに思います。

座長 皆さん方は、条例案をお持ちでしょうか。大丈夫でしょうか。

一つだけお伺いしたいのですが、修正案によりますと、「子どもが直面することについて、発達に合わせ、支えていく義務と責任があります」となっていますね。特に「義務」という言葉ですが、これはだれに対する義務と考えたらいいのでしょうか。

義務というのは、必ずだれか相手方がいるわけですね。その点をどう考えておられるのか。もし何かお考えがありましたらお願いします。

D委員 言葉上は子どもになるのでしょうね。

座長 そういうことでよろしいのでしょうか。

こういう言葉を使うとすごく重みが出てくるのですね。

H委員 親と、子どもにかかわる大人が、子どもに対してきちんと責任を持ってというお話は、2人の委員のお話を聞いてそうだなと思うのですけれども、もうちょっと具体的にどのような義務なのかということをお話しいただけたらと思います。

A委員 法的なものについてもあると思います。今、給食費の問題なども含めて、そういう部分での義務を果たさない親がふえてきていることは事実です。

そういうことも含まれてはいるのですが、それだけではなく、私が最初に言ったように、 やはり子どもたちが健やかに成長していく部分での義務というか、責任というか、D委員 がおっしゃられたように、子どもに対しての義務、育てていくというのですか、私はそう いう部分の責任なり義務があるのだろうなと思います。

B委員 私は修正の具体的な案を書かなかったのですけれども、もし修正するとしたら、その4段落の前に、子ども未来局がまとめてくれている子どもの権利条約・日本ユニセフ協会抄訳の第5条に、「親(保護者)は、子どもの心やからだの発達に応じて、適切な指導をしなければなりません」という文言があります。例えば、その4段落の前に、「大人は、子どもの心や体の発達に応じて適切な指導をしなければなりません。同時に、大人は、子ども自身の成長・発達する力を認め、言葉や」以下云々と続いていくというようなことがあるのかなと思うのです。

ただ、余りにも全体にかかわることでしたので、具体的な論議の中で、もし皆さんの意見がある方向に行けば、その中からこういうものを参考にしながら言葉は出てくるのかなと思って書きませんでしたけれども、そういうような追加のことが考えられるかと思います。このあたりだと、きっと納得していただけるのかなと思います。

座長 ほかにこの点について何かございませんでしょうか。

I委員 法律的に、義務と責任というのはどういう言葉の違いがあるのでしょうか。

例えば、「給食費を払う義務がある」と「給食費を払う責任が親にはある」というのでは、一般の市民的な考えですと義務と責任の意味の違いがいま一つ見えてこないのです。 あえて似たようなニュアンスの言葉なので、義務と責任の二つを入れたことについてはどのような考えがあったのか、もう少し詳しくお願いします。

A委員 義務と責任の大きな意味の違いというか、私も今問われて、あっというような形になりましたが、義務ということと責任というのはやっぱりちょっと違うのではないかと私は思っているのです。義務というのは、かなり重みがあるような気がするのですが、そういう言い方で勘弁していただきたいなと思います。

ただ、子どもを育てていく上では大人として非常に大事なものではないかというふうに 思ったものですから、義務という言葉を責任の前に入れさせてもらいました。

B委員 A委員が引用されたのは、恐らく、条約の第5条に書いてある親の責任、権利 及び義務の文言を受けて書かれているのではないかというふうに思います。

座長 例えば、義務なんていう言葉は、先ほどA委員もおっしゃいましたが、非常に重たい意味を持ってまいりますので、それをどういうふうに使うかはかなり慎重にしていか

なければならないということが恐らく出てくるのではないかと思います。

今、前文について特に話をしている中で、義務あるいは責任という言葉が出てきております。前文は当然全体にかかわっていきますので、そういったところからすると、もう一度、今の議論を頭に残しておきながら、さらに具体的な問題に入っていった方がよろしいのではないかと思います。

そういうことで、さらに次に進めていきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。 (「異議なし」と発言する者あり)

座長 それでは次に、3ページ目の第3章です。

子どもにとって大切な権利に関する意見に入りたいと思います。それは、さらに 5 点に分かれておりますが、まず、そのうちの 1 番目について見ていきたいと思います。

制限の問題ということになりましょうか。

B委員 私ばかりで申しわけありません。

私は、権利の行使というのは、一歩間違えば大変危険なことを伴っているというふうに思います。現在、権利条例案の中では、そういうことを制限するものとして、他人の権利を大切にするという部分は触れられていますけれども、子どもの権利条約、あるいは、今お手元に行っていると思いますが、子どもの権利条約・日本ユニセフ協会抄訳などを見ると、さらに加えて、他人の心を傷つけたり、あるいは、ほかの人に迷惑をかけないとか、公共の安全などの面での制約が書かれています。

実際に、今、皆さんが念頭に置いている子どもたちというのは、権利が侵害されていて、そして、子どもの権利条例によって侵害されている子どもたちを救いたいという思いでいると思います。しかし、いじめと同じように、本当に一瞬にして加害者が被害者になったり、被害者が加害者になったりというふうに、権利の行使は決して一方的なものではなくて、常にバランスの上に成り立っているように思うのです。そのことについて、相手の権利も尊重する、ほかの人の権利を尊重するということだけで果していいのかという疑問を感じます。

ですから、最低、加えていただきたいことは、やはり、相手の心を思いやる、人を傷つけないということです。もう一つは、ほかの人に迷惑をかけないということです。本当はもう少し踏み込みたい気もするのですが、最低この二つを制約として盛り込むことによって、子どもたちは、対立的な意識ではなく、協調的な意識で調整を図っていくのではないかというふうに思いますし、権利が持っている暴走して怖い部分というのでしょうか、正しい権利はそういうことではないのでしょうけれども、権利を誤解し、それを間違った方向に発揮してしまうことを抑えることになるのではないかと思いますので、そういうふうに書かせていただきました。

座長 ありがとうございます。

今の点について、ほかの方は何かご意見はありませんでしょうか。

A 委員 私も、修正案の方が具体的でいいのではないかというふうに思います。やはり、

互いに尊重し合うということは非常に大事な部分で、学校現場でも自立と共生という言葉がよく使われます。自分で自立していく、自分の考えを持って行動していくということが一つ大事だと思うのですが、やはり他と共生していく、一緒に生きていくという部分も非常に大事な言葉ではないかというふうに私は思います。

以上です。

座長 ありがとうございます。

D委員 ちょっと不明確で申しわけないのですが、第7条第2項の他人の権利というのは大人も入るわけですね。

今のご意見は、理由はすぐに言えませんが、違和感があります。子ども同士の尊重ではなく、子どもが大人に対するいたわりとか、ちょっとうまく表現できなくて、時間がかかると思いますが、ちょっと違和感があります。

座長 今、D委員がおっしゃった意味はおわかりでしょうか。ここで他人に対してということになりますと、この中には大人も入ってしまうのではないかということなのですね。

B委員 第3章第7条にあるここの文ですね。「子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません」という条文のことですね。

G委員 大人が入ってしまうことに違和感があるとおっしゃったのですね。私は、大人 も入っていると最初から思っていました。そういう意味だと受け取っていました。

D委員 大人が入っているという議論は私も一緒です。

G委員 でも、違和感があるということですよね。

D委員 大人が入ることが違和感ではないのです。大人が入ることを前提として今の修正案を考えたら違和感があるのですが、今うまく日本語で表現できないのでというお話をしました。

G委員 なるほど。わかりました。

座長 今の点について、事務局で何か補足はありますか。

事務局(大古課長) お願いでございます。

3ページの1に書いている修正と2に書いている修正は、同じものに対して違った角度からご意見が出ている部分ですので、まとめてお話し合いいただければと思っております。こういう分け方をしたので、ばらばらに見えて恐縮でございます。

座長 一つのものと考えていいということですか。

事務局(大古課長) 議論としては、一つとして、第7条第2項に付随するものとして 1と2を1ページにまとめて書いたつもりだったものですから、2もまとめてご議論いた だければということでお願いしたいと思います。

座長 ただ、これらは全く別の意見ですね。

事務局(大古課長) 1番は規制を強くするという側の意見で書かれておりまして、2番は規制をやわらかくする意見として出ているものですので、これは両方の側からの意見という形になっています。

座長 1と2は考え方が違いますね。

事務局(大古課長) 同じものに対し正反対の方から書かれている内容になっています。 座長 1の場合は、第7条の案より制限を強めなくてはいけないという考え方ですね。 2の場合は、制限をできるだけ緩めなくてはいけないという考え方で書かれているのです ね。そういう理解の仕方でよろしいですか。

事務局(大古課長) 我々はそういうことで情報提供いただきまして、このページにまとめさせていただいたところです。

D委員 先ほどの私の意見は、第7条第2項は、緩めるということは考えていませんでした。必ずしも緩めることになるものではないと思って発言しました。

座長 この案を考えられた方、何かご意見がありましたらどうぞ。

H委員 私の修正案は、前文の第3段落にあります「子どもは、子どもが持つ権利を正しく学び」以下の文章を読んで、前文ではここが子どもの権利について書かれた部分かと思うのです。そして、第3章第7条で子どもにとって大切な権利というふうに書かれておりまして、この場合、子どもの権利を理解しようとする人たちに何を伝えたいかというと、子どもが持つ権利を正しく学んで、その権利は他人にもあるものですねということも理解して、それは互いに尊重し合うことが非常に大切ではないかということが伝えられるといいのではないかと考えてこのような修正案にしました。

以上です。

座長 今、説明を受けましたが、D委員はどう思いますか。

D委員 お考えとしてはそれでよろしいかと思います。

私は、先ほどからずっと他人の権利に大人が入ることを大前提として考えていて、言葉として修正した場合にどんなことが起きるのかと、今ずっと頭の中をぐるぐる回っているのです。

今のご発言のことだけで言うと、イメージ的には、子どもに対するところで正しいか正しくないかということを余り強調するのはちょっとと。子どもの成長度合いに応じて、子どもの気持ちで尊重するということですが、正しくというと、だれを基準として正しく考えるのかという議論がどうしても出てくるので、その部分についてはちょっとと。

ただ、今は聞かれたから答えているだけです。

私が今ずっと考えているのは、大人と子どもの関係で尊重し合うというのが、片方では、 大人は子どもの発達過程や状況に応じて云々という土台があって、逆に言うと、発達度合いに応じて子どもが大人を尊重するというのは、今、ちょっとイメージがうまく言葉にならないので議論についていけないのです。

座長 そして、正しくという場合の基準は何かということですが、実は、「正しく学び」 というのは前文にも出てきているのですね。ですから、これをどうとらえるかという問題 もあります。そういった意味で、2の方もわかりづらいところがあります。

1の修正意見に関して伺いたいと思います。まず、1の意見の場合、第7条は、基本的

には全体にかけておくということがありますね。つまり、他人の権利も尊重しなければなりませんという考え方を他の個別的な権利条項にもかけていこうというところがありますね。

そういったことだけでは足りないということでしょうか。つまり、個別云々ということが何となく出てきているのではないかと思うのです。そして、ユニセフ云々ということで言うと、多分、個別にも制限の言葉を設けていかなければいけないのだということでおっしゃったのでしょうか。

B委員 二つの考え方があると思います。

この条例案を生かすのであれば2の後につけるべきだと思うのですが、実際の子どもの 権利条約の抄訳を見ていくと、権利の内容によって課せられる制限の度合いがかなり違う ように思うのです。

一つは、公共の安全や国の安全まで制限を課さなければならない内容と、人に迷惑をかけないというような言い方で終わっている部分があります。本当はどういう権利かによって当然その制限も変わってくるべきだと思うのですが、この条例案の方では、それを一括した形で「他人の権利を尊重しなければなりません」という一行だけですので、もしここに加えるのだとしたら、先ほど申し上げたように、最低限、「ほかの人の心を傷つけたり、ほかの人に迷惑をかけてはいけません」というぐらいの大まかな制限を設けて、あとは、それを根拠にしながら、権利の内容によって子どもたちに具体的に学ばせていく、あるいは、子どもたち同士で調整を図ることになるのではないかと思います。

このあたりも論議の分かれるところではないかと思います。

座長 第7条そのものに関してはどうでしょうか。これだけでは、制限の文言として…。 B委員 第7条の2ですか。

座長 はい。

B委員 私は、「他人の権利を尊重しなければなりません」というだけでは不足だと思います。

なぜかというと、極端な言い方をすると、相手が自分の権利を主張しない限りはどこまでもいっていいのかと、相手に権利の行使が生じて初めて接点が見出されるような感じがします。やはり、相手のことをおもんばかる気持ちも大切でしょうし、自分の中で権利の行使をコントロールしたり、相手のことを思いやったりということが大事なのではないかと思うのです。それによって権利の行使ができなくなるというふうなところまでの制限をかけると困ると思うのですが、人を思いやったりする気持ちや人に迷惑をかけないということは人として大切なことではないかなというふうに思います。

C委員 多分、権利に対するイメージが、私が持っているものとB委員のとは違うのかなと思うのです。

ここで保障される権利というのは、あるときに生じるとかということではなく、子どもが、人間が生まれながらにして持っている権利ということです。第7条第2項というのは、

私は、包括的な意味で最大の権利の制限の規定だと思うのです。これは、まさに権利と権利の衝突があって初めて制限というのが生まれて、それは最大な制限だと思うのです。B委員のおっしゃられたように、具体的に、人を傷つけないとか、他人の権利を奪ってはならないとか、他人の安全を脅かしてはならないというのは一つのあらわれなのです。第7条第2項に書かれているのは、まさに他人の権利を尊重しなければならない、自分が生まれながらに持っている権利と同じように、相手方も持っている権利を尊重しなければならないということは、そこで権利と権利の衝突があったら、そこで調整される、制限されるのだと、まさにその規定だと思うのです。ですから、包括的にこうやって書く方が強いと。

確かに、わかりにくさの点からは、これがそういうふうに読み取れるかというと、まさに教育に託される部分がすごく強いのかもしれません。この条例について先生がちゃんと説明しなければ、子どもたちは身につかないというか、理解できないかもしれませんけれども、私の感覚からすると、これはまさに最大の権利制限の規定ではないかと思うのです。これがあれば、本当は個々に書く必要なんかないというぐらいの規定だと思うのです。ただ、やはり、わかりにくさは残るのかなという感じがします。

D委員 他人に迷惑をかけないとか傷をつけないということはとても当たり前のことでありますから、今、大事なことについて議論されていると思うのです。

実は、虐待の事例では、他人が何かやってきても、他人の子や大人が何かやってきても、自分が間違いだと思い込み続けるお子さんが多いですね。だから、そこにある意味での道義的な色彩を入れることは個人的には反対です。条例案では、わざと権利を尊重と限定しているのですね。それは、議論としては本当に当たり前なのですが、他人に迷惑をかけないとか傷をつけないというのは、虐待の場面では、実は虐待された児童はそう考えているのですよ。自分が悪いからこれ以上迷惑をかけてはいけないのだ、自分がこうだから、周りに迷惑をかけているから自分がいじめられてもおかしくないのだ、普通なのだ、当然なのだと思うのです。

その現場を見ている僕からすると、道義的な条項をここに入れるのは私は反対です。

座長 恐らく、先ほどて委員もおっしゃったように、第7条第2項に出てくる制限というのは、私も、一番広い、最大限の制限をあらわしているのではないかというふうに思われます。そういったことからすると、この中にB委員などが懸念されていることは全部含まれてくるというふうに考えられるのですけれども、まだ心配でしょうか。

B委員 私は、やはりそこは心配です。

人間がもともと持っている権利だと皆さんはおっしゃるけれども、本当にそうなのかと 私は思うのです。つまり、それは、人間の文化がつくり上げた、お互いに了解の上で成り 立たせた権利なのではないかと思うのですよ。ですから、私たちの考え方がそのように至 っていなければ、それはやはり空論でしかないと思うのです。

今やろうとしていることは、札幌市の条例として、市民の皆さん、子どもたちにもできるだけわかりやすく、そういうふうにして権利が確立されてきたのだということを勉強し

つつ、条例としてあらわしていこうとしているわけですから、専門家の方にとっては当たり前のことであっても、やはり、教育現場や一般の市民にとっては心配なことを丁寧に事細かく書き込んであげることが理解を得ることなのではないかと思います。それが結果的に子どもの幸せにつながってくるのではないかと私は思うのです。

D委員 その部分はC委員や私も同じ意見だと思うのですよ。それが有益であればですね。有益でなければ書かないという発想だと思います。

子どもが読んでくださって、お母さん、お父さんがお読みになることで、ああ、なるほどと把握できて、それが実感として考えられるということにいくのであればそれは正しいのだと思います。私が先ほど言ったことは、それは弊害があるのではないかということだし、C委員が言ったのは、これが端的に制限規定になっているという懸念だったと思います。

趣旨としては同じではないかと思いますが、この規定に限っては違うのではないかというところで分かれているのではないかと思います。

座長 今、意見を出してくれている人は限られておりますが、ほかの委員の方で何かこ の問題について話せることがありましたら、ここで出していただきたいと思います。

H委員 今、B委員が言われていた部分です。

権利と義務という言葉です。ここでは義務とは書いていませんが、「しなければなりません」と書かれていたときに、おっしゃられるように、すぐ理解できるか、正しく理解できるかというのは、ともに学んでいくことなのではないかと思います。C委員が言われていたように、教育現場で先生たちがそれを生徒と一緒に考えていくということはとても大事ですというお話もそうだと思います。それは、前文に書かれている子どもの持つ権利についての考え方が、この権利条例の中の子どもにとって大切な権利というふうになっているからなのではないかというふうに私は考えます。

教育現場だけではなくて、家庭でも、またそのほかの施設であったり、ここに定められている、子どもにかかわる大人がともにそれを学んで理解していく、子ども同士も権利について話をしていくことが大事なのではないかと感じて、ここで書かせていただきました。 委員 どうぞ。

G委員 今、議論になっているのは、この第2項ですね。「自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません」というところですね。

B委員が話されていることは、内容的には人を傷つけてはいけないことや迷惑をかけてはいけないことが含まれているというふうに考えられても、果たして、これを読んだだけで読んだ人がわかるかという問題なのですね。ですから、確かに、これは後ろに全部かぶるということですから、そのことがわかるような表現というのはできないのですか。つまり、この後に書かれている権利すべてについてこうなのだということが伝わるような表現をするのも一つかなと思いました。

通常の法律的な意味ではこれでいいのだろうと思いますけれども、ずっと前から読んで

いったときに、ここにこれだけのことしか書かれていないと、後々のことについてのインパクトが弱くて、具体的に全部そうなのだというニュアンスが伝わってこないかもしれないというふうに感じました。

座長 条例の言葉自体で言うと、恐らく、余りいろいろなことを説明するというのはかえってややこしくなります。そういった意味で言うと、その条文のさらに具体的なことについてはほかのものに任せるというやり方はありまして、そういうことで解決はできるかと思います。あるいは、いろいろな説明文で、これはこういう意味ですということは書けます。ただ、余りそれを細かくすると、その人によっていろいろ解釈が違ってくるということがありますので、そこは気をつけなければいけないですね。

どうぞ。

B委員 私が気になるのは、子どもの権利条約、それから、それを訳した条約の抄訳なんかも含めてそうですけれども、権利と言いながら、どうしてこれほど保護あるいは権利に対する制限がもともと課せられているのかということなのです。それは、やはり、そういう不安があるからで、そこのところを注意深く、その結果、子どもが、あるいは親も含めて、不幸にならないために、これが真に子どもの最善の利益につながるようにという配慮で事細かく制限が書かれているのではないかというふうに思うのです。

特に、今回の条例案は、1対1というか、個人に対する部分は十分語られていますけれども、公共に関する部分については抜けているように思います。条例素案からのプロセスで言うと二つのそういう要望があったと思いますが、個人の部分については他人の権利を尊重するという形で条例案に盛り込まれましたけれども、公共の部分については盛り込まれておりません。

子どもたちの現状、大人もそうですが、公共に対する意識というのは、やはり、変えていかなければならない、このままでいいのかという不安を非常に感じています。そういう意味では、この機会に、公共に関する部分について、非常に表現が難しいのであるとしたら、人に迷惑をかけないとか、せめてそういう文言でもいいですので、ぜひ条例案に盛り込んでいただきたいというふうに思います。本当はもう少ししっかりと盛り込んでいただきたいという気持ちです。

座長 A委員、何かありますか。

A委員 私も同じで、やはり、公共心というあたりがちょっと薄いのではないかという ふうに思っていました。そういう意味では、1対1ではなくて、多数の中での自分という のはどうなのか、相手を思いやるというか、尊重するというあたりを具体的に書かなければいけないのではないかと思います。

千長 もう一回繰り返していただけますか。

A委員 1対1ということについては、この条例の中にはかなり盛り込まれているのですが、多数というあたりのことがちょっと薄いのではないかというふうに私は思いました。 そういう意味では、自分といろいろな何人か、数人、多数の人間のかかわりも非常に大事 な部分だというふうに思いますので、このあたりがもう少し具体的に表現されてくるといいのではないかというふうに私は思いました。

座長 今の点について、C委員はどうでしょうか。

C委員 1対1ではなくて、複数ということが余りイメージできないのですが、A委員がおっしゃられている複数というのは一般で言う公共ということですか。

A委員 公共ということも含まれております。私は、すぐに学校現場や教室をイメージして、集団という限定されたものに頭がいってしまうので、そのあたりは誤解されてしまうと困りますが、そういう意味です。

て委員 基本的には、教育現場におられる先生方は、やはり、現場にいらっしゃるからどうしても集団というふうに目がいってしまうのかもしれません。しかし、集団というのは、結局、個々人の集まりだから、個々の権利を尊重すること、イコール個々の集まりである集団の権利を尊重すること、つまり、それがいわゆるもっと広くなったら憲法上の公共の福祉で調整するのだというのは、まさに相手の、対個人の人権を尊重することのみが公共の福祉の調整の原理だということなのです。だから、集団であっても、やはり個々の集まりと違いがないと、私はどうしてもそういう頭があるので、それさえちゃんと確保していれば、公共に対してどうなのだというのは当たり前なのではないかという感覚を持っているのです。

ただ、それを理解するのは、まさにB委員やA委員がおっしゃっているように、理念的にはそうなのだろうけれども、わかりやすさという点ではどうかと。私としては、第7条第2項のところですべてカバーできるのではないか、むしろ、一々、人を傷つけたり何なりと列挙しなくても、こちらの方が広い調整原理なわけです。1対1だろうと、1対集団であろうと、すべてこれで人権同士の衝突のときのそれぞれの行使の制限規定になり得るのだという考えなのです。でも、それを子どもたちにわかるようにというと、それは教育現場に投げるというか、一緒に学んで考えくださいと、先ほどH委員がおっしゃったように、そこでこの条例をちゃんと学びましょうということで、権利とは何なのかというところからスタートしなければならないという大きなものは残るのかということがあるので、不安はわかるのですよ。

副座長 今のお二方といいますか、二手の意見といいますか、その中で視点に違いがあるという気がします。

一つ、お伺いしたかったのは、こういう制限がしっかりと明記されなかった場合に、学校現場で実際にどのような混乱が起こり得ると先生方は不安に思っていらっしゃるのでしょうか。

B委員 まず、教育現場が子どもの権利条例の学習を一手に担うような雰囲気になっていますが、決してそうではなくて、札幌市民、すべての親が担うのであって、学校現場もその一つでもあるということかと思います。

一番心配なことは、先ほどC委員がおっしゃいましたけれども、例えば、他人の権利と

いうふうに包括したときに、そういうものを争う裁判の中で、全く正反対の意見がぶつかり合い、その判断が全く正反対になることがあるわけです。教育現場で一番困ることは、結局、そのことがあった後に子どもたちがどう変わるか、学校現場がどうなっているかということなのです。変な言い方ですが、権利が行使されたり、あるいは、権利がぶつかり合ったときに、例えば、そこで話し合ったり、調整したり、解決した結果がお互いに相手を傷つけてしまったりする、あるいは、どこかに着地点を見出したとしても、次の教育活動や人間関係がうまくいかないような解決の仕方になっては一番困ると思うのですね。

子どもにとっては、子どもの権利条例ができたときには、きっとこれをよりどころにしているいろなことを自分たちで考えたり勉強したりすると思いますので、私は、できるだけ子どもにとってわかりやすい言葉である程度の規制をつけることによって、だれか、上手に物を言えない子が、だって、ここに人に迷惑をかけないと書いてあるじゃないかと、それをよりどころに一言言うことによって、みんながその言葉によって考える。そのとき、その子が言う言葉が、他人の権利も大事にすると書いてあるじゃないということが、口数の少ない子どもにとってそういう言い方でそのことをくくれるか、そして、そう言ったことが、言われた相手にとって考えるきっかけの言葉になるのかということを考えるのです。だから、例えば、人の心を傷つけない、あるいは、人に迷惑をかけないという子ども自身の言葉をこういうところに盛り込むことによって、それが実際の子どもたちの生活の中で生きて働くのではないかというふうに思うのです。

私が言っていることは決してそんな難しいことではなくて、これまでも皆さんがきちんとこういうふうに書かれていることをなぜ書けないのか、書いてもらったらいろいろな意味で大変うまくいくのになというふうに思っているからです。(子ども未来局の作成している条約のユニセフ抄訳を示して。)

D委員 先ほど、公共に対する子どもの何らかのやるべき姿ということが議論として出ましたけれども、公共ということが、大きい公共のますでもいいでしょうし、クラスや学校、そういう大きさでの公共と考えてもよろしいでしょうけれども、公共がいつも正しいのか、公共の意思や意見や状況というのはどんなふうにつくられているのか。要するに、数の多い方が勝つのか、負けるのかという議論になってしまうのか、そういったところが僕は心配なのです。

だから、多分、同じことを別の言葉で表現していると思うので、本質のところで意見の対立は全然ないと思うのです。法律家と言われてしまうとまたあれなので、一人の人間として言っているのですが、公共に対して、みんなの中で自分はみんなを尊重していくのだというのは、言葉としては本当にいい話だと思うのですが、そのときに、クラス、学校という単位の意思が正しくて、個としての子どもの方が誤りだということが何か見え隠れするということを僕は懸念しております。公共の意思、姿、気持ちというものができ上がるときの結果が本当にいつも正しいのかというところは、ちょっと怖さを感じています。

座長 今の点で言うと、権利とか人権という場合には個が大事になってくるのです。個

の意見を尊重しなければならないのです。少数になった場合、それは無視していいのだということではなく、実はそのあたりで人権というものが出てきているということです。

その関係で言うと、公共という言葉がこういうものに盛られてしまいますと、それがひとり歩きしてしまい、人権、権利をどんどん制限する言葉となってしまって、権利を保障していることが無意味になってしまうという心配がまた出てくるのではないか、そういう懸念がかなりあるのですね。

その点についてはいかがでしょう。

B委員 それは十分わかるような気がします。

でも、権利を学ぶことと同時に、公共がどうあるべきかということについて学ばなければ、結局、そこを乗り越えられないですね。これまでは、どちらかというと公共の方にウエートがあったのかもしれない。それに権利というものが入ってきたとすると、揺り戻しになるかもしれないですね。いかに個の権利が大切にされつつ、その個が形づくる公共の社会がどうやってみんなの幸せを願えるような公共として成り立っていくかということを同時進行で考えていかない限り、子どもの最善の利益はないわけです。ですから、公共ということに不安を感じるかもしれないけれども、どうやって最低限のことを盛り込んで、あわせて、子どもたちに学ばせていくかということをしなければならないのではないでしょうか。

座長 今、第7条第2項をめぐって権利の制限に関する議論を行ってきたわけでありますが、この問題について、第7条第2項のこのような規定を持っている基本的な意味、さらには、これによって具体的な個別の人権が制限されることになってくるということは皆さん方もここである程度おわかりいただけたかと思うのです。それとの関係で、しかし、まだ残っている問題は、この第7条第2項の定める他人の権利を尊重しなければならないという文言だけではその制限がまだ足りないかどうかということです。

そういった問題があるわけでありますけれども、その点については、まだ残っております部分、3以下、あるいは、大きな4、5に関してさらに話し合うことによってまたもう少し掘り下げられていくのではないかと思います。時間の関係もありますので、きょうは、さらに全体に目を通していきたいと思いますから、その後に.....。

D委員 済みません。一つだけよろしいですか。

C委員も先ほどお話されましたけれども、多分、権利に対する考え方が若干違うのではないでしょうか。権利にかこつけて強硬路線をとる親や子どものことを私たちは考えていません。C委員も同じであればですが。

座長 私も同じです。

副座長 私も学校に行かせていただいて、学校の集団というのはかなり特殊であると思っております。そして、そこで、子どもたちのさまざまな権利や義務について、先生方として本当に細かく学ばせたいとおっしゃる気持ちも非常にわかるのです。しかし、多分、法律家の方たちの権利というのは、もっと基本的な、その一番底にあるもので、そこから

派生してくる領域としての学校というところが、今、公共性や集団での行動における権利 の制限という形になってあらわれてくるのかなという理解をしました。

座長 今の点、特に学校の先生方はいかがでしょうか。

B委員 一つだけですが、学校現場の発想だけで私が言っているというふうに思われたら大変心外です。私は、これまでのパブリックコメントその他も含めて、市民がどういうところに改善を求めているのかということを考えて言っているつもりです。たまたま私は学校にいるということであります。副座長がそういうふうにおっしゃっているとは思いませんけれども、決して、私はこの論議を一学校レベルの話ではしていないつもりですので、よろしくお願いします。

座長 今、D委員から、権利に対する考え方が両者の間で違うのではないかというふうにおっしゃられていたのですけれども、違いますか。

B委員 C委員やD委員がおっしゃっていることは自分自身もいろいろ勉強して少しはわかるようなつもりがしますが、現実の世の中で一般的に使っている権利、義務という言葉と、法律家が使っている権利と義務というのは明らかに違っていると思います。そして、私たち一般市民は、日常生活の中で権利と使うときには、大多数が一般市民レベルでの権利のことを想定して話していると思いますので、子ども同士の話し合い、あるいは、親と子ども、親同士の話も、多くは委員方がおっしゃることとはちょっと違う権利の概念で話しているのではないかというふうに思います。

そこは、きっとこの条例がクリアしていかなければならない大きなところではないかと思いますので、そういう意味では、法律の専門家の委員はぜひ、もう少し市民のレベルに寄り添った形で、条文といいますか、言葉の検討をお願いいたします。法律ではあり得ないけれども、市民の条例としてはこういうものもあっていいのではないかというような発想でアドバイスをいただければありがたいと思います。

座長 どうぞ。

J委員 今、学校の現場で本当にそういう不安というか、我々は学校を支援する立場の 親ばかの集まりですから、先生方がそんなに苦労して心配なものを、今、なぜ論議しなければならないのかということもありますけれども、この間、D委員といろいろとお話ししたときに、今、本当に委員がおっしゃったことをふっと思ったのです。専門の先生方というのは本当に純粋で、我々が権利と言うと、それはおれのものだという程度の感覚しかないのですが、本当に人間の根幹的な部分で権利というものを純粋に把握されていると思うのです。これは、僕の何となくのイメージです。

そこのところは、一般に権利条例とぼんと素人にぶつけられてもわからないのです。そういう専門家の立場というか、本当に人間尊重の立場の権利、いわゆる権利教育というのは日本ではなかなか発達していないというのは僕自身もそう思います。ですから、そうした権利そのもののスタンスというか、本来はこうなのだというあたりをちゃんと明確にしていただいた上で話していかないと、常に我々素人は不安だらけということが実はあるの

です。やはり、悪いことを考える人間もいますし、先生方、親も百人が百人、善人ばかり ではありませんので、そういう不安を非常に感じるのです。

前に我々と打ち合わせさせていただいて、D委員が本当に純粋な気持ちで権利ということを言われたときに、本当に素直に、その考え方をまず最初に教えていただきたいというのが我々親の気持ちでした。我々は、どうも世の中に汚れきっているものですから、すぐにうがった考え方をしてしまってそういうところにしか発想がいかないのですが、本当の意味で人間の持っている権利とはこういうものなのだということを何か一つ教えていただいて、そこをクリアにしていただけないかと。

今の話をずっと聞いていると、バトルではないですか。こうだけれども、そうではない、こうだけれどもという繰り返しではないですか。それを我々親が見ていると、本当にいいのかと実は引いてしまうのですね。このまま条例ができてしまっていいのかということが常につきまとうので、親も含めた形で、本来の権利教育みたいなものについて、そんな簡単にはできないのかもしれませんけれども、僕はD委員のお話を聞いたときに、ああ、純粋な権利というのはこんなものなのだと思った時期があったので、先生方にもう少しそれをお願いしたいと思います。

D委員 後の部分の議論があるので先へ急いでいるのですね。

権利のことはC委員の方が明確な言葉でお答えできると思いますが、2分だけお話しい たします。

これは弁護士会の会報にも書いたのですが、私が大学1年生のときに、私の恩師の家永 三郎が私に対して人権とは何だと聞いたのです。私が、人が生まれながらに有する権利で すと言うと、すごく悲しい顔をしたのです。人権とは何だという家永さんの私に対する質 問の答えは、人権とはイマジネーション、想像力だと言うのです。僕はそれで目からうろ こがとれて弁護士になれたのです。別な言葉を使えば、転ばぬ先のつえです。使いたい人 がそこに杖があったから歩ける、そういうものが権利なのであって、私の息子がどうのこ うとがみがみと言っている母ちゃん、父ちゃんを相手にすることではないのです。

だから、そこを懸念するのであれば、権利という条例がつくられようがどうだろうが、 今も昔も存在する問題です。今も昔も存在する問題は解決し続けなければならない。それ は、権利というネーミングをつけたからではないのです。私はそう思います。

座長 非常に短かったのですが、本当ならそのあたりを皆さん方と勉強し合うとよろしいのでしょうけれども、それぞれに勉強していただくことにいたしまして、さらに話を進めさせていただきたいと思います。

それでは、4ページに移りたいと思います。

4ページは、条例案では10条に当たるものですが、それについての修正案が出てきております。修正案によりますと、これはこう分けているということですね。

これについて、この提案を示していただいた方から何かありますでしょうか。

I委員 第10条の3番については、私が書かせていただきました。詳しい理由に関して

はその横に書いてありますけれども、「学び、遊び、休息すること」では、概念として、 学び、遊び、休息するという一つの同じイメージではないと思うのです。言っては悪いで すが、学びに比べて遊び、休息の方が子どもたちにとってはうれしいということが多いと 思いますので、それをあえて同じ1行に並べるのがよくわからなかったので、分けた方が いいのではないかというふうに思いました。

また、学ぶことだけですと、適当に何かを教えればいいのかという程度のイメージだと思われたら困るで、具体的に「成長に応じて」とか、学びをもう少し詳しく定義できる何か一言があればいいと思って、このような修正案を出させていただきました。

座長 ありがとうございます。

今、この修正案を出していただいたI委員から、これを出していただいた理由等についてお話をしていただいたのですけれども、この点について。

D委員 しつこいようで済みません。

私の個人的意見としては、これを並列にしたのは、子どもというのはいろいろな年齢の方がいらっしゃいますけれども、多分、学んでも遊んでも休んでもいいのだよということで一つのつながりとして書いたのではないかと思います。

あと、成長に応じて学ぶとありますが、私は成長に応じて学ぶ必要はないと思っております。人間というのは不均衡な成長の原則ですから、年齢に応じて高くなってから成長される方もいらっしゃるし、その年齢に応じて学べない、学ばない子どもがいてもいいと思います。

私個人の意見としては、先ほど言った同列に並べる理由がないのではないかというのは、 先ほどお話ししたように、遊んでも、学んでも、休んでもいいよということで一つのつな がりで書いたのかと推測しましたし、成長に応じてと入れるのは、別に成長に応じなくて もいいと私は考えます。

座長 今の点について何かございますか。

I委員 成長に応じて学ばないだったらそういう権利もあると思うのですけれども、成長に応じて学べない事例が教育現場では起きないのでしょうか。

座長 今の点について。

A委員 D委員に質問です。

学ぶというのはどういうふうに規定されていますか。

D委員 規定というのはとても広いですね。勉強のことだけではないですね。いろいろと物事を吸収するということでしょうね。スポーツからでも学べるし、すごく概念が広いことではないでしょうか。

A委員 知識、理解ということになると、今、成長ということについてD委員がおっしゃられたことはよくわかるのですが、学ぶという中には、やはり知識、理解のほかにいろいるなものが入っているのではないかというふうに思っております。先ほど言われた公共心なども含めてです。

そのあたりで、私は小学校の現場にいるものですから、1年生から6年生まで、本当に幼稚園を卒業してきた子どもたちから中学校に入学するような年齢差のある子どもたちの中でずっと仕事をしてきておりまして、そういうことを考えると、成長に応じてという言葉もあっていいのかというふうに私は思います。

座長 ほかの方は何かありますか。

I 委員に比較的年齢が近いと思われる F 委員はどうですか。

F委員 私も、学び、遊び、休息することに関して、学ぶと、遊ぶ、休息することには、 一貫性というか、一くくりにするのはどうかというI委員と同じ考えでした。

そして、成長に応じて学ぶことですけれども、私は幼稚園関係の職場ですが、これは年齢に応じてというわけではなく、やはり、その子、その子に応じて成長の進み方なども違っていて、ここではそれに応じて出てきた学びたいという欲求に応じて学ばせてあげられる権利を提示しているのではないかと思いましたので、私も「成長に応じて学ぶこと」に関しては賛成の意見です。

座長 ありがとうございます。

ほかの委員の方はどうでしょうか。

これは、区別することで特に大きな意味はありますでしょうか。

どうぞ。

G委員 第10条ですね。1号から7号までありますが、それぞれ子どもたちが行っている権利となるような重要なポイントを順番に挙げていると受け取れます。そういう意味で、(1)の「学び、遊び、休息すること」というのは、子どもたちが日常的にやる活動に関しての定義を一つにまとめているということですね。ですから、第10条の全体のバランスから言うと、ここを切ってしまうと変だという感じがします。

座長 C委員、何かありますか。

C委員 私は、これが(1)で一つにまとまっているのは、多分、子どもが成長・発達していくに際して、最も基本的で重要な、学んで、遊んで、休むという根源的なものを並べたのだというふうに理解しておりますので、私は一つでも違和感はありません。

座長 何か違いがあるのであれば分けた方がいいですけれども、基本的には一緒に並んでも問題がないのではないかというような行為ですね。そういうことからすると、私も一くくりにしてもいいのではないかという感じはしますけれども、こだわりますか。

I委員 特に、第10条の修正案を出させていただいた中で自分としてこだわりたかったのは、「学び、遊び、休息する」が一つか二つかではなくて、「成長に応じて」という言葉を入れる方なのです。ですから、僕としては、今、ほかの委員からの意見を聞いて納得できましたので、1行にしてもいいかと思います。

でも、「成長に応じて」という言葉に関してはもう少し議論していただければと思います。

D委員 今の「成長に応じて」ですけれども、それはだれが決めるのですか。そのお子

さん一人一人がですか。

I委員 自分自身はこのぐらいのことを知っているのだから、次はこういうレベルを学びたいという個々の成長欲を僕はイメージしていたのです。

D委員 それは客観的な成長とその子が持っていらっしゃる主観的な成長がイコールの 場合ではないでしょうか。「成長に応じて」というのはだれが決めるのでしょうか。

もし、当事者であるお子さん以外の人が決めるのであれば、私は基本的に入れるのは反対です。

I委員 自分がここまで知っているのだから、次はこういうことを学びたいという成長欲、子ども自身の思いをできるだけ酌んであげたいなと。学ぶことだけでしたら、君たちはここまででいいのだ、ここでいいのだ、何かを学んでいるからいいだろうという発想になったら困るのです。やはり、ここを知っていれば次はこういう段階を学びたいのだという成長欲を酌んであげたいと思うのです。

D委員 おっしゃることは私も同じ意見ですが、成長に応じて学ぶことと規定した場合に、その当事者であるお子さん一人一人以外の人間が判断してしまいかねないということを私はお話ししているのです。

座長 どうぞ。

H委員 ちょっと戻るのですが、先ほどI委員が成長に応じて学ぶことができないとお話しされたのですけれども、そこのところをもう少し説明いただけますか。

I委員 僕が具体的に一つ考えていたのは、去年、指導要領の履修漏れの問題がいろいるな高校で起きました。そのとき、情報を履修漏れしている学校が多かったように思うのですが、掲示板等で高校生の意見をいろいろ聞いてみますと、情報も学んでみたかったとか、高校生の生の声としてそういう意見があったのです。

でも、学校現場として学ぶことは情報のかわりに何かを教えているのですから、学ぶ権利というのは満たされていると思うのです。でも、子どもたちとしては、将来のために情報やコンピューターの扱い方などを学びたい、将来のためにこういうことを学びたいというふうに思っているので、学ぶだけではなくて、成長のために必要な権利、成長するために必要な学ぶこととか、何か学ぶだけでは不足しているという感じがするのです。

B委員 I委員の話を聞いていて、きっと学びというものを学校現場や教育機関をイメージしているので、他のものと比べて学びというものが特別な意味を持っているように思うのです。

しかし、第3章第7条の冒頭のところに、「この章に定める権利は、子どもが成長・発達していくために、特に大切なものとして保障されなければなりません」というくくりの中にある、「学び、遊び、休息する」ということですから、もし、I委員が、学校ではなくて、日常生活の中で言うと、遊びも休息することも自分にとっての成長につながるものとして位置づくのではないかと思うのです。ですから、一生懸命に勉強するための機関ではないことまで考えると、おっしゃっていることはそこで表現できているのではないかと

私は思いますが、どうですか。

座長 いかがでしょうか。

I委員 今、第7条をもう一度読み直したのですが、B委員が言っていることも確かに そうだと思うのですけれども、やはり、学びだけだと定義があいまいといいましょうか、 特に教育現場において学ぶだけだと、何か余りにも抽象的過ぎるのではないかという不安 がまだ残ります。

G委員 この第10条は豊かに育つ権利ですね。この意味は、豊かに育つために学び、豊かに育つために遊び、豊かに育つために休息する権利を持っているという意味ですね。

だから、そういう趣旨の条項に成長に応じた学びとつけてしまうと、かえって豊かに学 ぶ権利をかなり限定しまう感じがしまうのですが、いかがでしょうか。

座長 1号から7号までは、その前の豊かに育つがかかっているというとらえ方ができるのではないかと思います。

I 委員 確かに、そこでかかっているというふうにとらえると、成長に応じてという言葉は必ずしも必要ではないかという気がしますね。

では、そういうふうに考えるということでいいです。

座長 では、この点はよろしいでしょうか。

それでは、次の4に行きたいと思います。

4は、第7条第3号です。もともとは、「自分に関係することを、年齢や成長に応じて適切な助言等の支援を受け、自分で決める」ということですが、この点については、適切なかかわり等という文言を入れるという修正が出されております。

これについてどうぞ。

H委員 豊かに育つ権利で、自分で決めることというふうになったときに、支援の中でなぜ助言なのかというのは違和感がある部分です。第4章第12条で、保護者の役割を決められているのですけれども、ここでは、「年齢や成長に応じて適切な支援を行い」となっています。なぜ、保護者では特に強調されていない「助言」という言葉が第10条で盛り込まれなければならないのか、よく理解ができません。

「助言」という言葉に関して、事務局で何か説明することがありましたらおっしゃって いただけませんか。

事務局(大古課長) これはパブリックコメントの回答のところに書いてあるのですが、自己決定そのものが条約から派生して出てきているという考え方をとっております。それで、これに関しては、成長・発達の段階によっては、子どもだけであらゆる物事を決めることができるわけではなくて、大人の適切な助言等の支援を受ける必要があるという意味合いがありましたので、こういうような表現になっているということでありました。

D委員 「年齢や成長に応じて」という言葉は、自分で決めることにかかるのでしょうか。それとも、「年齢や成長に応じて適切な助言等の指導を受け」でとめて、自分で決めることということだったのでしょうか。

「応じて」の後に読点がついているので、ちょっとわかりづらくなっているのだと思います。

座長 今の点は、事務局の方ではどうでしょうか。

事務局(子ども未来局伊藤係長) これは、検討委員会の中の最終答申では、「年齢や成長に応じて自分で決めること」と、みずからに関係することを年齢や成長に応じて自分で決めることというふうになっていました。ただ、それだけではいろいろな解釈の仕方があるので、決めるに当たって大人のサポートが必要だというニュアンスを入れようということで、そこを新たに加えた経緯がございました。

D委員 適切な助言等というのは、年齢や成長に応じたものですね。でも、年齢や成長に応じなくても自分で決めてもいいのではないですか。失敗してもいいのではないですか。 ちょっとわかりづらいので、私は読点がない場合に考えていることと市のおっしゃっていることは随分違うような気がします。私はちょっと感傷的になっていますね。 失敗してもいいではないかというのが僕の意見なのですが、どうでしょうか。

いつも正しい答えを出すのが豊かなのでしょうか。失敗してもいいのではないかと思うのです。

事務局(子ども未来局高屋敷部長) よろしいですか。

確かに、これは、読点がいいかどうかという問題は別にあるのですが、先ほど説明しましたとおり、条約ではなかったことを、派生してきたということで規定したわけです。いわゆる意見表明の権利から派生させたものとして自分で決めることというものを設けたのですが、いろいろな意見の中でちょっと強過ぎないかという意見が結構ありまして、年齢や成長に応じて、ある意味で大人が指導なり指示をすべきだという意見が一部からありました。そこを調整するということで、この場合、大人の指示や指導というのは表現としてはきつ過ぎるので、かかわりを持っていく表現として、妥協の産物として「助言等」という言葉が一番ふさわしいというところに落ちついたというのが率直な事実でございます。

ですから、当然、全く自由に何でもかんでも決めてもいいというのはいかがということでございまして、そこに適切なかかわりを持っていくと。単なる支援ですと何か支えているだけになりますので、大人のとしての経験に基づいた適切な意見を言うという意味合いで助言という表現に落ちつきました。

D委員 私の質問に答えていないのです。

自分に関係することを年齢や成長に応じて決める権利があるだけですか。年齢や成長に応じた適切な助言等の支援を受けた上で、自分で決めていいのですか。自分で決めることは自分の年齢や成長に応じなければいけないのですか。そういう権利しかないのですか。

事務局(高屋敷部長) これは、最終答申案では、年齢や成長に応じて決める、つまり、

ある程度、年齢や成長に応じて自分で決めていいのだという表現だったところを、逆に、 年齢や成長に応じて助言等の支援を受けてという.....。

D委員 それだったら、「年齢や成長に応じた」にして、読点をなくして、「適切な助言等の支援を受け」の方が私は好きですね。そうでないと、年齢や成長に応じて自分で決めることになってしまうと、何か子どもは、大人もそうですけれども、そんなに立派ではないのです。自分の年齢や成長に応じて決めることは僕はないですよ。

事務局(伊藤係長) 生かして修正したものです。

D委員 先ほどのかかわり合いという議論もありましたけれども、適切な何かというのは年齢や成長に応じたものなのではないですか。僕はそこだけでいいと思うのです。

事務局(高屋敷部長) 私も個人的にはそう思うですが、答申では違ったということなので、訂正させていただきます。私は、多分、D委員と同じだと。

修正の過程でそういうふうに変質していると思います。言葉としては、その方が自然なような気がします。

D委員 私たちは年齢や成長に応じて決めていませんよ。決めていないこともありますね。いいではないですか、失敗しても。

座長 何かまた別の問題が出てしまったようですね。

D委員 これを決めれば、かかわり合いというところは決まってくるのではないかと思っていたのです。

座長 このあたりはどうでしょうか。どちらが豊かに育つ権利にふさわしいかですね。

D委員 先ほどの公共の話と若干絡むのですが、権利条例である限りというと逃げになってしまうかもしれませんけれども、失敗してもいいというのが僕の頭の出発点にあるのです。周りから見て、おまえ、それ変だよ、失敗だよと言われてもいいことを言っていい。何でもやっていいということを言っているのではなくて、そこが豊かなのではないか、何か枠にはめて、線路の上を歩きなさいというのは決して豊かではないと私は思います。ただ、教育の現場や社会の現場で何でもやっていいということを私は権利だと思っていないのですよ。でも、失敗を許してあげるというのが権利条例だと思うのです。

座長 人間は失敗によって育ちますからね。子どもは失敗しながら成長していくという ことがありますね。

そのあたりはどうでしょうか。

副座長 すごく難しいのですけれども、「助言」となりますと、枠をかぶせるというより、ある枠組みを提示して、その中から子どもが自分の最も適した選択をするという意味で、かなり広く、助言、アドバイスというのでしょうか、指示ではないですからね。

D委員 私は助言という言葉は全然重視していないのです。

今の議論だと、年齢や成長に応じてある程度枠の広い部分で助言等を受けたときに、その中から出てもいいでしょう、その枠をはみ出したっていいのだと。

副座長 それが自分で決めることということですね。

D委員 そうです。聞いた上で自分で決めるのです。

副座長 そうすると、「応じて、」の読点がなくなって、一つの文章になれば、ここの 助言というのは構わないというご意見なのですか。

D委員 その判断はまだしていないのです。この読点が残っている限り、それに応じて 自分で決めると、成長や年齢に応じた決定しかないということになりはしないか。自分の 成長や年齢に応じなくても、失敗しても豊かになれるというか、済みません、ちょっと感 傷的になっていますね。こんな議論で時間がもったいないですね。くだらないですね。

「応じて」の後の読点が気になるということです。「応じて、」の「て」を「た」にしてもいいのではないかと思います。

H委員 失敗する自由もあるということで、D委員の話はとてもよくわかったのですけれども、「助言」と言うと、決定をするときに、一つの特定の事柄に対してこうしたらいいのではないですかというイメージにとるのです。「かかわり」と言うと、この子は今何を決めたいのか、何を支援すると決められるのかということも全部含まれてくるように思います。私は、特定の事柄についてこういうふうにすればいいんじゃないとか、そういうことよりも、失敗する自由というも含まれると思うのですけれども、その子が今何をしたいのか、どういうふうに決めたいのか、そういうことを全体のかかわりの中で伝えられることの方が大切なのではないかと思います。

あと、保護者の規定でないものを、ここで特に「助言等」というふうに盛り込むのであれば、何かきちんとした理由を説明できなければ、むしろ削ってもいいのかという気もしました。

座長 削ってもいいということですか。

H委員 第12条の保護者の役割にないものを、なぜここで支援の内容を特定して盛り込まなければならないのか、きちんとした理由が説明できないのであればない方がいいですし、保護者とは違う役割を保護者以外の大人が担うという意味で何か入っているとすれば、「助言」よりも「かかわり」とした方がいいと思います。

B委員 それは、先ほど私も言ったことですが、親の指導の尊重ということが、素案段階から条例案になっていく段階でパブリックコメントその他で加わってきたのだと思います。それを条文の中にどういうふうに反映していくかということがきちんと整理されていなかったのかなという感じがするのです。大切なことは、親なり、大人の指導は大切なのだということを親にも知らせ、子どもにも知らせることではないかと私は思うのです。変な言い方ですが、今のご時勢を見ていくと、余りあいまいな言い方ではなくて、場面によってはしっかりと親が指導するのだとか、子どもに対してしっかりと物を言うのだということを総括的に述べるか、あるいは、こういう部分の中で統一性を持って整理していくことが必要ではないかというふうに思います。

座長 今、すごく大事な議論をやっているのですけれども、実を言いますと、もう9時 に近くなっております。この中にはご婦人の方もおられまして、今、遅くなると非常に危 ない状況もありますので、なるべく早く終わりにしたいと思います。

きょうはまだ残りの問題はあるのですけれども、これにつきましては、次回はもう予定が決まっておりますので、次々回の4回目で議論したいと思います。

10月末ぐらいを予定しておりますが、そういうことでいかがでしょうか。。

(「異議なし」と発言する者あり)

座長 そこで、これから、若干残っている説明等がありますので、そちらの方について 事務局から説明していただくことにしたいと思います。

事務局(伊藤係長) それでは、事務局の方からきょうお配りした資料でございますけれども、簡単にご説明したいと思います。

まず、資料6でございます。

資料6は、7月に子ども未来局で行いました子どもの安心と救済に関するアンケートでございます。大人5,000人、それから11歳から17歳までの子ども5,000人に対して、無作為抽出により、郵送で調査を行っております。詳しい中身、数字については、今、速報値が出てきたところでございまして、具体的な中身まではご説明いたしませんが、中身を簡単にお話ししてみたいと思います。

概要は今言ったとおりでございますが、回収率は、1ページに書いてありますように、 大人、子どもそれぞれ5,000人に対して、1,300人、1,400人と、率にして二十数%でござい ます。

2ページ目には、今回の質問項目の一覧を大人用、子ども用にそれぞれ分けてございます。この中で、他都市でも同様の調査をやっておりますが、子どもでいきますと15問目までがそれとの並びの調査でございまして、16問目以降の3問が札幌市独自の調査になります。

それから、大人用についても基本的には子どもと同じ並びで聞いておりますけれども、 聞き方として違いますのは、子どもに対しては、直接、あなたはどういうふうに感じます かという聞き方に対して、大人については、子どもがどう思っていると思いますかという ような子ども観を伺う聞き方になっているのが大きく違うところでございます。

3ページ以降が子ども用、12ページから大人用の集計表になってございますが、例えば、4ページの子ども用の質問のところで、あなたはこれまで嫌な思いをしたことがありますかというような一つの質問に対して、枝番をつけて、それぞれ連鎖的にといいますか、連なって聞く質問の仕方をしております。例えば、嫌な思いをしたことがありますか、そして、そのときにどんな気持ちになりましたか、そのときにどうしていましたかと、それぞれ枝番をつけて一つの問いに対してもう少し深く聞いていくというような聞き方です。それと同じような聞き方で、例えば、大人から嫌なことを感じたとか、あるいは、問い10以降で、友だちや先輩から嫌なことをされた、あるいは見聞きしたというような流れになっています。

それから、9ページの問い14からは、あなたを大切に思ってくれている人はだれですか、

あるいは、自分のことについてどういうふうに思いますかということを聞いていますが、 そこまでが他都市と共通の質問形式になっております。

そして、問い16で、あなたは子どもの権利条約を知っていますかというものには、枝番で、どういった形で知りましたかということを聞いております。また、問い17で、悩んだり困ったときに、札幌市内にある相談窓口についてどんなことを知っていますかというのは札幌市独自で聞いております。そして、それも同じく17 - 1、17 - 2というふうに少し詳しく聞きまして、問い18に、相談窓口を利用しようとする場合、どんなことを望みますかというものを七つに分けて聞いています。この中では、どんな話でも聞いて真剣に受けとめてくれるとか、5番目の解決方法を教えてくれるといったことが多い回答になっていることがわかると思います。

以降、同じような形で大人についても聞いていますので、後ほどごらんいただいて、また今後の検討の参考にしていただければというふうに思います。

以上、簡単ですが、資料6の説明を終わります。

座長 どうもありがとうございます。

時間の関係で、さらに次の資料の説明をお願いいたします。

事務局(伊藤係長) 続きまして、資料7に参ります。

今後、救済制度を検討するに当たっての要点を資料に簡単にまとめたものでございます。 最初の1ページ目、2ページ目は、前回の条例案の関係する部分、それから、最終答申 書の関係する部分、国連勧告等で救済制度に関係する部分について、主に重要だと思われ るところを抜き出してご紹介しております。

そして、3ページ目は、今後の検討に当たってのポイントになるのではないかと思って 書いてあります。

2番目が現状分析と救済制度の必要性ですが、これは検討に当たって押さえていかなければならないと考えておりまして、三つ挙げてございます。

それから、大きな項目の3番目といたしましては、救済制度検討に当たっての基本的な考え方ということで、8項目ほど挙げてございます。その8項目の前に、基本的な考え方ということで三つほど挙げてございますのは、2月の条例案提出の際に議会の文教委員会の方に札幌市の考え方をまとめて提出しましたけれども、そのときの資料から基本的な考え方となる部分を抜き出してございます。

以降(1)から(8)まで、今までの議論、条例案、あるいは検討委員会での議論の中身、それから国連での勧告あるいは救済制度について、他都市の条例やいろいろな解説などがございますので、そういったところから最も基本的と思われるところを八つ挙げまして、多分、こうした点はこれから検討していかなければいけないキーワード的なものになるのかというふうに考えております。

以上でございます。

座長 ありがとうございます。

それでは、時間の関係もありますので、ご意見がある方がいらっしゃるかもしれませんけれども、それは次回以降ということにいたします。本日お渡しいたしました資料に記載している点につきましては、第3回目以降に本格的に議論していきたいと思いますので、皆様方もこの点について少し検討しておいていただきたいというふうに思います。その点、よろしくお願いいたします。

それでは、時間も参りましたので、そろそろ第2回の検討会議を終了したいと思うのですが、その前に、第3回目の検討会議について確認しておきたいことがあります。

第3回目の検討会議は、さきにご案内しているかと思いますが、有識者の方を招いて学習会を実施したいというふうに考えております。他の自治体で先進的な取り組みをされている方はどうかということで、この点については事務局に調整をお願いしていたところですが、その次第にありますように、駿河台大学の吉田教授の名前が上がっております。この方について、事務局の方から少し説明していただけないでしょうか。

事務局(大古課長) 座長から依頼を受けまして、私どもの方で、救済制度に取り組んでおられる自治体に関係した講師ということで調整させていただきました。

このたび、内々ではございますけれども、埼玉県駿河台大学の法学部長でございます吉田恒雄教授から承諾のご返事をいただいたところでございます。

吉田先生の主な研究テーマは、児童虐待の法律問題ということでございまして、厚生労働省の社会保障審議会児童部会児童虐待の防止等に関する専門委員会の委員をされております。また、埼玉県の子どもの権利擁護委員会の開設に検討委員としてかかわっておられ、平成14年の開設時から昨年7月まで擁護委員会の委員を務めておられました。さらに、川崎市の子どもの権利委員会の委員、東京都日野市の福祉オンプズパーソンも歴任しておられるなど、自治体における権利侵害からの救済制度にかかわって多数の活動をされている方でございます。

以上でございます。

座長 ありがとうございます。

次回は、この吉田先生からいろいろ先進的なお話を受けまして、その際に我々もいろい ろ勉強させていただきたいと思います。

よろしいですか。

## (「異議なし」と発言する者あり)

座長 それでは、さらに日程についてお願いいたします。

事務局(大古課長) 皆様、大変お忙しい中で、非常に申しわけありませんが、日曜日の夜という苦しい時間帯ではございますけれども、10月14日、時間は17時で考えております。場所は、北2条西2丁目、教育委員会が入っているビルですが、STV北2条ビルの6階になります。

事前調査の段階では一、二名ほど出席が難しい方もいらっしゃるようですけれども、この時期は全員の日程を合わせることが困難であったのと、先生と日程を合わせる必要があ

ったものですから、このような時間設定並びに曜日ということにさせていただきたいと思います。大変申しわけございませんが、ご了解をいただきたいと存じます。

なお、やむを得ず欠席という方につきましては、講師の先生に質問事項等ございました ら事前にお受けいたしたいと存じますので、ご提出をお願いしたいと思います。

後日、正式に文書でご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

座長 よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

## 3.閉 会

座長 それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。

本来ですと、こういう会議は2時間ぐらいが限度なのでしょうけれども、きょうは、それをかなり大幅に超えて、皆様方を大変疲れさせてしまったことを申しわけなく思っております。

きょうは、どうもありがとうございました。

以 上